

## 令和5年第4回三股町農業委員会総会議事日程

令和5年4月28日（金）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第8号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 議案第17号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第18号農地法第4条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第19号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第8 議案第20号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第9 議案第21号農業経営基盤強化促進法附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第10 議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

## 令和5年第4回三股町農業委員会総会審議結果

### 日程第5

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 6 ）

### 日程第6

議案第18号農地法第4条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

### 日程第7

議案第19号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

### 日程第8

議案第20号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 3 ）

### 日程第9

議案第21号農業経営基盤強化促進法附則（令和4年5月27日法律第56号）第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 56 ）

### 日程第10

議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 19 ）

## 令和5年第4回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 4月28日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 4月28日（金曜日）

### 議 案 審 議

#### 出席者

|       |    |    |
|-------|----|----|
| 1 番委員 | 小倉 | 休幸 |
| 2 番委員 | 上水 | 広志 |
| 3 番委員 | 内村 | 介貞 |
| 4 番委員 | 下石 | 昭廣 |
| 5 番委員 | 馬渡 | 芳文 |
| 6 番委員 | 溝口 | 良信 |

|             |    |    |
|-------------|----|----|
| 農地利用最適化推進委員 | 出水 | 茂  |
| 農地利用最適化推進委員 | 兒玉 | 道郎 |

欠席者            なし

#### 議案説明のため総会に出席した者

|     |      |
|-----|------|
| 事務局 | 局 長  |
| 事務局 | 課長補佐 |
| 事務局 | 係 長  |

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和5年第4回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の出水 茂さんと兒玉道郎さんが会議に出席し、第2ブロック、第3ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に3番委員の内村 介貞さんと4番委員の下石昭廣さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計8件17筆17,024㎡、うち田が11筆10,723㎡、畑が6筆6,301㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁38番から4頁45番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第4、報告第8号使用貸借契約の合

意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 8 号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 2 件 6 筆 3,264 m<sup>2</sup>、田が 6 筆 3,264 m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、総会資料 6 頁 7 番から 8 番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の議案に進みます。日程第 5、議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 6 件 7 筆 4,295 m<sup>2</sup>、うち田が 6 筆 3,752 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆 543 m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料の 8 頁 6 番から 9 頁 11 番になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 6 番、受付年月日：令和 5 年 4 月 5 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字大野〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：543 m<sup>2</sup>です。こちらは渡人の農業廃止による所有権移転売買となっております。受人の経営面積は田が 2,106 m<sup>2</sup>で水稻を栽培され、自家消費及び余剰米については「よかもんや」へ出荷しています。尚、今回の申請にあたり営農計画書が提出されております。自家消費用の野菜、とうもろこし、じゃがいも、甘藷、カボチャ、葉物野菜等の栽培を計画されております。現在所有する農地については、全て耕作されており、年間従事日数も 150 日を超えております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから、許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）

受付番号 6 番について、4 月 24 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしまし

た。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地の隣に受人の自宅があります。受人は〇〇在住で、水稻を中心に農業経営を行っております。農地はすべて耕作しており、農作業に従事する人は2名です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号7番、受付年月日：令和5年4月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字鶴下〇〇〇番、地目：田、面積：226 m<sup>2</sup>です。こちらは農地の交換による所有権移転となっております。現在受人の経営面積は田が2,937 m<sup>2</sup>で水稻栽培及び畑が992 m<sup>2</sup>で露地野菜栽培、合計面積3,929 m<sup>2</sup>です。申請農地については、渡人と受人の合意により、これまで10年以上にわたり交換して耕作をしていましたが、今回の農地法改正を機に農地の交換の許可申請を行うものです。現在所有する農地は全て耕作されており、年間従事日数も150日を超えております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから、許可要件のすべてを満たしております。

議長（溝口良信）

受付番号8番も関連があるので説明をお願いします。

事務局

はい。受付番号8番も7番の交換案件と関連しますので、続けてご説明いたします。受付番号8番、受付年月日：令和5年4月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字鶴下〇〇〇番、地目：田、面積：248 m<sup>2</sup>です。こちらは農地の交換による所有権移転となっております。現在受人の経営面積は田が6,020 m<sup>2</sup>で水稻栽培及び畑が4,457 m<sup>2</sup>で露地野菜栽培、合計面積10,477 m<sup>2</sup>です。申請農地については、渡人と受人の合意により、これまで10年以上にわたり交換して耕作をしていましたが、今回の農地法改正を機に農地の交換の許可申請を行うものです。現在所有する農地はすべて耕作されており、年間従事日数も150日を超えております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから、許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。受付番号 7 番、8 番は関連がありますので、一緒に説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

はい。受付番号 7 番、8 番について説明いたします。4 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受付番号 7 番の受人については、〇〇〇在住で、水稻を中心に農業経営を行っております。農地はすべて耕作しており、機械能力も充実しており、農作業に従事する人は 1 名です。先程、事務局から説明がありましてとおり、農地法改正により農地の交換が実現しております。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

受付番号 8 番につきましても同じであります。今回の農地法改正により、10 年以上両者の合意により交換して耕作していた農地の交換が実現したものです。以上報告いたします。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 9 番、受付年月日：令和 5 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字高畑〇〇〇番〇、地目：田、面積：817 m<sup>2</sup>です。こちらは贈与による所有権移転となっております。受人の経営面積は田が 6,681 m<sup>2</sup>で水稻栽培、畑が 1,833 m<sup>2</sup>で甘藷栽培をしております。今回の申請地についても、水稻栽培の営農計画書が提出されております。現在所有する農地はすべて耕作されており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから、許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 9 番について、4 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇在住で、水稻及び露地野菜を中心に農業経営を行っております。農地は

すべて耕作しており、農作業に従事する人は2名です。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため、親族間の贈与による所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号10番、受付年月日：令和5年4月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字前山〇〇〇番他1筆、地目：田、合計面積：928㎡です。こちらは渡人の農業廃止による所有権移転売買となっております。尚、申請にあたり営農計画書が提出されており、自家消費用水稲栽培計画の記載がありました。農作業用機械については、友人から借用し、労働力については親子2名です。技術については営農歴10年、年間従事予定日数は150日を超えており、通作距離をみても問題がないことから、許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2番委員（上水広志）

受付番号10番について、4月25日に第2ブロック委員4名で現地確認及び電話での本人聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

渡人は町内で飲食業を営んでおり、今回農業廃止による所有権移転を行うものです。受人は製材業及び建設業を営んでおりますが、所有農地が0㎡ということであり、事務局に確認をしたところであります。事務局の説明で今回の農地法改正により下限面積の撤廃により3条申請が可能であるということでありました。従事要件、調和要件としましては、親子で農作業に従事されるということ、また地元の方でありますので通作距離等も問題はないことから許可相当と判断はしておりますが、下限面積の撤廃で、今後こういう案件が上がってきた時のために、農業委員会としての判断基準を示していただくといいのではないかと個人的に思いました。以上です。

議長（溝口良信）

それでは下限面積撤廃後の判断基準についての説明を事務局よりしてもらいます。



## 事務局

今回の農地法改正で下限面積は撤廃になりましたが、他の全部利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等については何ら変更はありません。改正前は一定規模以上の農業経営をされている方でないと適正に農地の管理が出来ないということでしたが、今回の改正により、国の判断で下限面積を撤廃し、より多くの方に農地の権利設定ができるようになりました。これにつきましては、全く農地を所有していない方が適正に農地の管理をできるかということの判断を通常は3条申請書の中ですが、なかなか判断が出来ない場合は別途営農計画書を提出していただいて、その中で細かく、例えば水稻であれば通作距離とか機械能力等を確認しながら、ちゃんと計画されたうえで農地を取得されるのかを聞き取り等して判断をするということになります。以上です。

## 議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

## 議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

## 事務局

受付番号 11 番、受付年月日：令和 5 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字木畑〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：1,533 m<sup>2</sup>です。こちらは渡人の農業廃止による所有権移転売買となっております。受人の経営面積は田が 4,953 m<sup>2</sup>で水稻栽培をされています。今回の申請地については、これまで基盤法の利用権設定で受人が耕作をされていました。所有する農地はすべて耕作されており、年間従事日数も 150 日を超えています。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから、許可要件のすべてを満たしております。以上です。

## 議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

## 2 番委員（上水広志）

受付番号 11 番について、4 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

この案件も受付番号 10 番と同じで、渡人は町内で飲食業を営んでおられます。渡人の農業廃止による所有権移転となっております。受人は現在も申請地を耕作されており、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 6 番から 11 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 6 番から 11 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 18 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 18 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 1 件 2 筆 536 ㎡、田が 2 筆 536 ㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第 18 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料の 11 頁 2 番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。受付番号 2 番、受付年月日：令和 5 年 4 月 10、申請者：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字中島〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、合計面積：536 ㎡です。転用目的は倉庫及び駐車場です。農地区分は 10ha 以上の農地の連担があることから第 1 種農地に区分されますが、不許可の例外規定である農地法施行規則第 33 条第 4 号に掲げる集落接続に該当することから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（出水 茂）

受付番号 2 番は 4 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認及調査をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は現在会社役員をされており、今回の申請地は自宅隣の田んぼになります。転用目的は合同会社〇〇に倉庫及び駐車場を使用貸借するためです。敷地の南側に既設側溝があり、雨水はその既設側溝へ自然放流します。また、境界にはブロック塀を設置し、隣接地への土砂流出及び雨水の浸水を防止し、周囲の農地には支障の

ないようにしますということであります。以上のことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第18号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第18号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号2番について承認することに決定しました。続きまして、日程第7、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第19号農地法第5条の許可申請の承認についてでございます。合計4件5筆2,089㎡、うち田が2筆1,029㎡、畑が3筆1,060㎡でございます。詳細について担当がご説明いたします。

事務局

議案第19号農地法第5条の許可申請についてご説明いたします。総会資料の13頁16番から19番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号16番、受付年月日：令和5年4月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：384㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅1棟です。こちらの農地は第2種農地となり、立地の代替え性がなく小集団の生産力の低い農地のため許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村介貞）

受付番号16番は4月25日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は町内在住で、現在は貸家住まいをされております。子供の成長に伴い住居が

手狭になったことから、夫婦の勤務地に近い申請地に一般個人住宅を建設されるものです。周囲にブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽で処理し、処理後は道路側溝へ排水します。雨水については地下浸透枥による地下浸透方式で処理されますが、処理しきれない雨水については道路側溝へ自然放流されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 17 番、受付年月日：令和 5 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字大工原〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、畑、合計面積：768 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第二種中高層住居専用区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（上水広志）

受付番号 17 番については、4 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は地元の〇〇〇〇の息子さんで、現在は貸家住まいをされております。今回、職場でもある〇〇〇〇近くの申請地に一般個人住宅の建設を計画されたものです。面積が 768 m<sup>2</sup>と広がっていますが、一般住宅の他に家庭菜園、〇〇〇〇の資材置場として使用するということがあります。住宅建築に際し、土砂流出防止のために周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は公共下水道へ接続、雨水については集水後、南側側溝へ排水するということです。周囲も住宅地になっていることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 17 番について、住宅を建設する面積が基本 500 m<sup>2</sup>で、残りの 268 m<sup>2</sup>については、4 条申請が必要ではないのですか。5 条申請のままでいいのですか。

議長（溝口良信）

5 条申請の土地の利用計画が一般住宅及び資材置場と家庭菜園となっていて、一帯として利用するということでありますので。

1 番委員（小倉休幸）

5 条申請でいいということですか。

議長（溝口良信）

5 条申請の条件を満たせばですね。

4 番委員（下石昭廣）

私が受付番号 17 番について補足説明させていただきます。実はこの案件は先月申請が上がっていた案件です。私も小倉委員同様、500 m<sup>2</sup>をはるかに上回るということで、先月の下調査をしたときに、768 m<sup>2</sup>が必要な理由をちゃんと示してくださいという形で保留にしてもらった案件です。先月の申請書では家庭菜園を作るということでしたので、家庭菜園ということであれば、農地だから 3 条で取得しないといけないので、それでは許可する理由としては弱いという意見を出したところです。その後の申請書で家庭菜園及び家業である〇〇〇〇の資材置場が不足しているので、資材置場として利用するということなので、ある程度筋はとおると判断したところです。後は 5 条申請の許可後に、ちゃんと履行するのかを農業委員会でも注視していく必要があると思います。

議長（溝口良信）

他にご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 18 番、受付年月日：令和 5 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字大工原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：660 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅です。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

## 2 番委員（上水広志）

受付番号 18 番は 4 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び渡人の聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は現在〇〇在住で借家住まいをされております。今回、実家のある三股町に一般個人住宅の建築を計画されたものです。受付番号 17 番でも意見がでましたが、この案件も 660 m<sup>2</sup>で 500 m<sup>2</sup>を超えておりますが、子供がバスケットをしており自宅でも練習ができるようにバスケットコートも併設したいとのことで、広い土地を求められたということです。申請地には現在東側、南側にブロック塀が設置されており、北側にも新たにブロック塀を設置して、土砂の流出を防止します。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については既設側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

## 議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

## 4 番委員（下石昭廣）

この案件についても、私の方から補足説明をしたいと思います。現場確認をしたときに、私も 500 m<sup>2</sup>を超えているのが気になったところです。申請地は地形的にみて、真四角ではないので家を建てるのに余りが出て効率が悪い地形であるという事が一つ、また、担当委員の説明でもあったとおり、住宅建築と共にバスケットコートを併設するということを広い意味で理解して、総合的に許可相当と判断したところです。

## 議長（溝口良信）

他にご意見はありませんか。

## 議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

## 事務局

受付番号 19 番、受付年月日：令和 5 年 4 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字一万城〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：277 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転です。転用目的は貸事務所です。こちらは農地法施行規則第 44 条第 2 号により第 3 種農地に区分され、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

## 議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 19 番は 4 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は不動産投資を目的に貸事務所を建設するために、地権者の譲渡承諾を得て申請されたものです。貸事務所はコンテナ式で残りの土地は駐車場として利用されるという事です。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は町道側溝へ排水します。雨水についても雨水桝を設置し、集水後は町道側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 19 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 16 番から 19 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 19 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 16 番から 19 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 20 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 20 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては総会資料 14 頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。尚、今回 3 名の推薦が上がっております。ご審議方よろしくお願いします。

議長（溝口良信）

これについては、先日の全体協議会で各担当委員から説明があったところです。なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 20 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 20 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定しました。続きまして、日程第 9、議案第 21 号農業経営基盤強化促進法附則（令和 4 年 5 月 27 日法律第 56 号）第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 21 号農業経営基盤強化促進法附則（令和 4 年 5 月 27 日法律第 56 号）第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 2 件 3 筆 2,375 m<sup>2</sup>、田が 3 筆 2,375 m<sup>2</sup>でございます。利用権設定については、合計 54 件 100 筆 95,659 m<sup>2</sup>、うち田が 78 筆 75,918 m<sup>2</sup>、畑が 22 筆 19,741 m<sup>2</sup>でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 16 頁 43 番から 44 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 17 頁 144 番から 27 頁 197 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 21 号農業経営基盤強化促進法附則（令和 4 年 5 月 27 日法律第 56 号）第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料 16 頁 43 番から 44 番まで、通常利用権設定に関する総会資料 17 頁 144 番から 27 頁 197 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 21 号農業経営基盤強化促進法附則（令和 4 年 5 月 27 日法律第 56 号）第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 10、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地



利用集積等促進計画の承認についてでございます。今回、利用権設定については、合計 19 件 27 筆 34,774 m<sup>2</sup>、うち田が 4 筆 3,674 m<sup>2</sup>、畑が 23 筆 31,100 m<sup>2</sup>でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は、総会資料 30 頁 1 番から 33 頁 19 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 30 頁 1 番から 33 頁 19 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 22 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画については、承認することに決定いたしました。以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 4 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時 00 分